HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	China's World Strategy and Modern Diplomacy: A Reassessment of Modern and Contemporary Chinese Diplomacy
Author(s)	Kawashima, Shin
Citation	20th International Congress of Historical Sciences (Sydney, 3-9 July, 2005) Specialised themes: 3. China and the World in Modern and Contemporary Period
Issue Date	2005-07-04
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/11310
Rights(URL)	http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	proceedings (author version)
File Information	australia_conference_kawashima.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

20TH INTERNATIONAL CONGRESS OF HISTORICAL SCIENCES
(SYDNEY, 3 July - 9 July, 2005)
SPECIALISED THEMES(26 half-day sessions)
3. China and the World in Modern and Contemporary Period

China's World Strategy and Modern Diplomacy: A Reassessment of Modern and Contemporary Chinese Diplomacy

KAWASHIMA,Shin(Hokkaido University, Japan)
shin@juris.hokudai.ac.jp

abstract

This paper would discuss about the Chinese diplomatic policy toward a civilized country, even a great power in the world in 1900-1920's.

Until 1990's, except for some western and Japanese scholars, most of scholars have recognized that Chinese diplomacy from 1900s to 1920's doesn't have any remarkable and significant achievements and is called 'weak country should not have any efficient diplomacy.'

But through the survey for so much amount of the Chinese diplomatic archives to be opened in Taipei, Nanjing and Beijing, we come to be able to understand the Chinese basic diplomatic policy from last ten years of Qing dynasty to the period of Beijing government of ROC is as follows :

(1) To revise and improve the unequal treaties. This means not only to revise unequal treaties (extraterritoriality, Tariff autonomy and Most-favored nation treatment) to much more equal ones, but also to get back lost territories, rights, collaterals and so on, through diplomatic negotiation and civilization of China.

(2) To enhance its own international status in order to improve a series of unequal treaties and get back lost rights and territories.

And China intended to become a bigger and stronger country, for example China joined the WWI and after Paris Peace Conference, wanted to get much more higher status especially in League of Nations.

(3) To retain and protect its own territory and rights, and to keep unification by strengthening the concept of National sovereignty, probably influenced by the trend of studies of international law in US at that time. And China collected and edited materials about its own process of losing national rights trough a series of wars and created historical memories of its original image of glorious empire accompanied by many neighborhood countries as lost subjected countries. Thus China got the visible process to return a needle of a clock toward the original China.

China got result on each factors;

(1) Some treaties were revised to more equal ones and new equal treaties were concluded. And the rights of no-treaty nationals in China were changed same as Chinese subjects. Furthermore some settlements were returned to China.

(2) China got the status of one of the allied nations of WWI trough it's joining in the war. Also China got the certification to join the League of Nations as an original member and become a non-regular member of the council of the L.N.

(3) China failed to in retain of territory and national rights ,to be deprived by Japan(21articles, Shandong rights and so on). But China returned these territories and rights in Washington Conference and other negotiations as soon as can. About historical memory and materials, China edited many historical textbooks including the process of Chinese losing its rights and territories after the Opium War. These textbooks were claimed many times in 1910s-1930s by Japanese government because they had the contents of 'anti-Japanese' and 'warped' historical recognition. And the famous historical books and periodicals were edited and published in 1910-1920's. Both of the diplomatic historical materials in Qing dynasty (Qing-shi Waijiao Shiliao) and the official periodicals of Qing dynasty had so strong connotation of Chinese 'lost territory and rights' story and the original image of China. This original image was sometimes different from the real historical fact, for example in fact tributal countries were not subjected to China diplomatically, but these books defined these countries as a 'subjecting countries to China' on the context of modern international law. The 'creation of history' was advanced in parallel with diplomatic activities.

These policies were basically adopted by KMT government. KMT government decorated it with the slogan of 'revolutionary diplomacy' and penetrated into administrative detail regulation to restrain foreign activities in China. China succeeds in recover its lost rights from allied nations in 1943, and in 1946 China recovered the extraterritoriality from Swiss. And China got the status of permanent member of Security Council of United Nations. It seemed that China's desire of long time was gotten. But lost R.O.C. escaped to Taiwan and P.R.C. did not get the fruits trough the war.

The Chinese diplomatic history has left an insufficient 'story.'

China was conscious of un-equal ness of treaties in 1880's at least. And after the peace treaty for Yihe-tuan incident (Xinzhou Heyue), China accepted clear article in Mackay treaty in 1902 that if China modernize its own legal system, Britain would abandon its extraterritoriality in China. China also adopted policy of civilization and modernization as same as Meiji Japan. But the background was different between Japan and China. It was why China made unequal treaties, because China lost the war, but Japan was not. So China came to adopt dual policies both civilization and

「中国における近代外交」

はじめに～中国近代外交史の語られ方～

本稿では中国近代の外交史について、従来の形成されてきたイメージと昨今明らかになっている外交過程を比較しながら、主に一九世紀末から二十世紀初頭の中国外交の概要を把握することとしたい。中国外交史は、共産党、国民党双方にとって政権の正当性に繋がる重要な分野であり、また中国ナショナリズムの基層のひとつである。さらに、この外交史こそが、中国における対日観、特にいわゆる「歴史問題」の根源に関わる重要なテーマだと考えられるのである[1]。

中国の近代史を考えるとき、それがいかに語られ、構成されてきたかというディスコースに関する部分と実証的に明らかになってきていることを区別する必要がある。ディスコースと実証的に明らかにされる「史実」がまったく異なるということではないが、中国では「歴史」が現在と強く結びつき、まして近代史ともなれば現政権の正当性や政策と関わるため、そうした敏感さがいっそう加われることになる。そして、そうしたディスコースは、マスメディアや教育現場（教科書や入学試験）などで強く印象付けられるのである。

その中国近代を語るディスコースを見てみよう。日本の世界史教科書もそうだが、中国の近代史の部分については、侵略・抵抗／近代化／革命という三つのコンテキストで説明される。

侵略・抵抗：アヘン戦争→アロー戦争→清仏戦争→日清戦争→義和団事変
近代化　：　同治中興→洋務運動→戊戌変法→光緒新政
革命　　：十九世紀後半の清末の革命運動→義和団事変→革命派・立憲派→辛亥革命

この三種で多くの事項は整理できる。本稿で扱う外交史は、基本的に侵略と抵抗のコンテキストの中で、相次ぐ戦争への敗北と不平等条約の締結、租借地・租界の設置、勢力範囲の設定、多額の賠償金の支払いなどとして記述されてきた。他方、総理衙門の設立などが近代化のコンテキストの中に位置づけられた。民国期になれば、「軍閥割拠」「分裂」といったイメージの下で、孫文らの意思が反映されないまま混乱が続き、その中で二十一か条条約で日本の侵略を蒙り、パリ講和会議では山東利権回収に失敗したということになるのだが、こうした記述はいずれも、国民党な

---

[1] いま日中関係はたいへん厳しい状態にある。世論調査でも、中国に親しみを感じる国民は大幅に減少し、かつてアメリカに対する高感度を上回っていたことが嘘のようでさえある。このように日本で「反中」「嫌中」が極まったのは、一九九五年から九六年のことであった。この時期は中国共産党の中枢部が保守化し、そこに戦後四十周年（抗日勝利四十周年紀念）、日清戦争百周年（甲午戦争、第一次中日戦争四十周年紀念）対華二十一箇条八十周年などが重なり、各地に抗日紀念碑が創られるなど反日教育が強まったことが対日政策硬化のひとつの背景であった。そして、九六年三月、台湾総統選挙にあわせて中国が台湾の南北海上にミサイルを撃ち込んだことにより、日本での中国感情は急速に悪化した。これは、日中関係にとって、天安門事件以上のダメージであった。以後、現在に至るまで対中脅威論などとあいまって日本における対中感情は改善されることなく、ODA問題や歴史問題が紙上を賑わしている。しかし、実際には、九七年から九八年にかけて中国政府は対日政策について大きく舵を切り、冷静に物事を認識し、日本との対話を進めようとした面がある。江沢民総書記の来日はこれにあわせて計画された。しかし、金大中の訪日と対照的に、それはアメリカ起源の「中国脅威論」が広まっていた日本では「反中」「嫌中」一層強めることになり、朱鎔基首相の訪日で挽回をはかったが効果には限界があった。このような中国の方針転換は日本のメディアは特にとりあげなかったが、他方で中国のメディア（特にWEB上のメディア）は、九五年から九六年の反日教育の成果と思われるが、中央政府の方針転換とは裏腹に日本に関するネガティブな内容を掲載しがちであったし、教育における日本に関する内容も従前通りであった。このような状況の中で、一方で世論の重視を唱え、他方で冷静な日中関係の構築を提唱する胡錦濤体制が発足し、日本についての「新思考」と呼ばれるような議論も起きているが、反日的言論は依然強まっている。

り、共産党なりが、最終的に外交問題を解決するという結論のための前座という側面がある。
だが、これは逆に言えば、中国における国家や正当性のありかたが変われば、歴史の語られ方にも調整が加えられるということである。台湾で台湾化が進んだことで「歴史」の語られ方が大きく転換したように、中国でも急速に経済発展し、国力をつける中で、外交史にも変動が加えられてきている。たとえば建国五十周年を記念して九九年に公開された映画「我的一九一九」は、パリ講和会議のときの顧維鈞を取り上げ、従来のような中華民国北京政府の外交を非難したり、過度に五四運動を評価したりするコンテキストではなく、むしろヴェルサイユ条約不調印を以って、「これこそ中国が最初に世界に NO と言った瞬間だった」と位置づけたのである。外交史は国家を守る、ナショナリズム的なコンテキストの中に組み込まれ、「侵略と抵抗」から、外交官や外交家の活躍、あるいは国際法などと絡まったかたちで新たな展開を見せ始めている。特に不平等条約改正史は大きなトピックとなってきている。
しかし、中国の外交の歴史について知ろうとする場合、このような現代の中国のあり方と連動した「外交史物語」もきわめて興味深いものの、それで足りるというわけではなかろう。筆者は、現在の史料状況で可能な作業として、ここ十数年の間に急速に公開された中国の外交文書を読み解き、その世界を体現するという試みに取り組んできた[2]。その文書の中にあらわれた中国外交の世界は、必ずしも従来の中国外交を語るディスコースと同一ではなく、新たな視点と課題をつきつけてくるものである。本稿では、特に民国前期（中華民国北京政府期、北洋政府期）の外交について、かつて、「軍閥混戦」、「中国分裂」、「売国外交」、「弱国無外交」などと言われたこの時期の政治や外交についての「物語」と、外交文書で示された世界を対照しながら記述を進めたい。

一　外交行政制度整備

アロー戦争の結果締結された天津・北京条約をうけて一八六〇年代初頭に総理各国事務衙門が設けられた。これをどのように見るかは一つの論点である[3]。総理衙門には大きく分けて二つの職掌があった。第一は、条約を締結した国々（「有条約国」＝「四国」）と北京でやりとり、つまり交渉をまず担当することである。この部分は基本的に礼部の下にある「華夷秩序と海禁」に基づいた朝貢システムとは異なる、新たな「外交」を担うという側面である[4]。第二は、これまでの六部の官制では対応しきれなくなったいわゆる「洋務」・「通商」全体を、地方大官と協力しながら管理、管轄することであった。前者も重要だが、後者こそが総理衙門の中心的な機能であった。他方、総理衙門の組織を見れば、これは臨時性の強い官署として位置づけられており（建物は独立）、大臣たちも、職員も「出向」であった。そして「大臣たち」と記したように、この衙門は基本的に合議制で、「外務大臣」に相当する職位は存在しなかった。こうした官制は、臨時に設けられた欽差大臣が地方大官と協力しながら対外関係を担うという当時の体制から見れば、決して不思議なものではなかった。これらの点で、総理衙門を外交機関と見るのには相当無理がある。
次に在外公使の制度を見てみよう。これは中国が外交官を海外に派遣するという点で西欧的なシステムへの対応として位置づけられるトピックである。公使派遣は一八七〇年代後半に実現

---

[2] その成果の一部は、『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、近刊）にて公刊する予定である。
[3] 清末の外交については、坂野正高『近代中国政治外交史』（東京大学出版会、一九七三年）、同『近代中国外交史研究』（岩波書店、一九七〇年）などがあるが、総理衙門に関する専論として、同「『総理衙門』設立の背景（一、二、三）」（『国際法外交雑誌』五一-四・五一-五・五二-三、一九五二年八月・一九五二年十月・一九五三年六月）、同「総理衙門の設立過程」（東洋文庫近代中国研究委員会編『近代中國研究』第一輯、一九五八年一月）、あるいは拙稿「総理衙門」（天児慧ほか編『岩波現代中国事典』（岩波書店、一九九九年、六六三頁）参照。
[4] また、条約を締結できずに通商だけおこなう国は、上海で地方官である道台を相手に交渉をおこなうこととされていた（その背後に南洋大臣、江蘇巡撫がいるが、当初は道台の裁量が大きかった）。

したが、当時、外交官試験や資格制度もなく、派遣されたのは「洋務」に詳しい科挙官僚であった。彼らは、あくまでも臨時の官である「欽差出使大臣」であり、別に本職を持つ出向者であった。そして総理衙門に帰属していたわけではなった。「出使」は、かつて西域に派遣された使節などに冠せられた語で、彼らはいわゆる「外交官」というよりも、駐在使節として任地の情報収集、現地理解、交流、そして華人の管理などを期待された。

総理衙門にしても、出使大臣にしても、このような制度は、西欧近代的な制度を換骨奪胎しながら受容したという面もあり、「内在化」というコンテキストの中でも理解可能である。従来、中国近代史では、ウェスタン・インパクトを強調して、中国が外からの衝撃によって新たな動きが見られたとしながらも、日本よりは送れたため、「眠れる獅子」のままであったという議論があった。こうした議論の場合、外交史的には「近代条約外交システム」が「伝統的な朝貢貿易システム」を飲み込んでいくものとして描かれる。それに対して、内在化重視論では「近代条約外交システム」もまた換骨奪胎されて、「内在的な朝貢貿易システム」に組み込まれ、その内在的なシステムが変容していくというコンテキストで描かれていくことになる[5]。

だが、問題は、こうした外在か内在かということよりも、清朝が何のためにこうした制度を制定したのかということである。総理衙門にしても出使大臣にしても、それが有用だと認識されたことは確かであろう。それが条約システムへの対応であったかどうかは別にして、従来の官衙の体制では対応しきれないこと、また在外の使臣がいたほうが情報収集に便利であることは確かに認識されていた。そして、一八八〇年代には、出使大臣について、外国語ができないよりは外国語に通じていたほうがいい、また欧米諸国が基準とする「万国公法」を知ることが交渉に役立つ、といったような、近代的な職業外交官への志向性とも見て取れるような傾向が生じる。そして、一八九〇年代から光緒新政の時期には、外交制度が大幅に変化し、後の民国時期の制度の基礎ができあがる。組織的には、義和団事件後に締結された一九〇一年の辛丑和約をうけて外務部が設けられ、六部の前に置かれた。これは、総理衙門と異なって臨時の役所ではなく、職員も出向ではなかった。もし、外務省に相当する専門的に外交をおこなう役所の誕生を中国に求めるなら、この外務部ということになろう。他方、出使大臣についても、外務部出身者をそれに宛てようとするなど、在外使臣を外交官として位置づけようとする方向性が見られた。この時期の出使大臣は、一面で「官」であって皇帝へ上奏したり、国内に本職を持ちながら臨時に海外に出ているという格好であったが、辛亥革命を経て中華民国が成立すると、出使大臣という職は完全に在外公使となり、外交官試験制度も定められた。また、中華民国が成立すると、外務部は外交部と改称された。外交部にとって、辛亥革命は一部の満洲国高官が職を失うことを意味したが、より大きな変化は近代的な外交制度の本格的導入、そして勤務形態の西洋化を意味していた。

中華民国が誕生してからの近代的な外交制度の確立は、清末以来の懸案を解決していくものであり、これ以後、一九二八年に成立した南京国民政府においても同様の制度が採用されていくことになる。だが、たとえば外交官試験合格者がそのまま外交界でキャリアを積めるわけではなかったことなど、こうした制度が必ずしも十分に機能したわけではない面もある。しかし、たとえば従来の「軍閥混戦」期の、混乱した政府として中華民国政府を見ることには無理がある。それは、たとえばいわゆる「軍閥」の抗争によって内閣総理が相次いで変更されても、外交部司長（局長）クラスにはほとんど変更がなく、民国初年から十年近く人事に動きがなかったということがある。そして、顧維鈞や施肇基、顔恵慶らをはじめとする欧米留学の若手外交官たちが、海外にあって外交官として継続して活動していたことも重要である[6]。

---

[5] こうした点については、濱下武志『近代中国の国際的契機――朝貢貿易システムと近代アジア』（東京大学出版会、一九九〇年）、同『朝貢システムと近代アジア』（岩波書店、一九九七年）、佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（東京大学出版会、一九九六年）参照。

[6]拙稿「中華民国北京政府の外交官試験」（『中国――社会と文化』十一、一九九六年）、同「顧維鈞―

二　近代国家としての外交政策―不平等条約改正と大国化―

中国近代史において、不平等条約締結史はまさに被侵略の歴史であり、国民党・共産党ともにそれを解決した功績を自らに帰し、社会科教育などで国民に周知しようとしている。不平等条約改正史は、まさに国家・政府の正当性、正統性と密接に関わっている。蒋介石の率いた国民党政権は、一九二〇年代半ばから提唱した「革命外交」の成果、そして重慶時代の対英米不平等条約撤廃の成果を強調する。他方、毛沢東率いる共産党政権は蒋介石の主張する一九四三年の不平等条約改正を不十分とし、最終的には共産党政権がそれを達成したとする。もちろん、日本と汪精衛政権の間でなされた条約改正などは両者の正統性から当然除外される。満洲国における治外法権の撤廃も同様である。これらのことは、中国および台湾の歴史教育および台湾における三民主義教育などの場で権威化された物語となっている。

不平等条約の改正は、一九世紀後半から二〇世紀前半の植民地化されなかった非欧米地域の国々にとって重要な課題であった。当時の世界では、主権国家間における平等を原則としながらも、文明国と非文明国が条約を締結する場合には、そこに不平等性が存在することを容認していた。これは、文明と野蛮という一種のオリエンタリズムやキリスト教的文明観を背景としたもので、非文明国は「文明国」として認定される近代的な法制度などの整備をおこなってはじめて条約改正がおこなえる条件が与えられるのであった。日本やシャムの場合、こうした欧米からの評価点検にたえられるような「文明国化」を実施することによって、不平等条約の改正を実現した。

一般的な議論では、日本と中国の不平等条約改正には大きな違いが二つあるとされてきている。その第一は、中国がアヘン戦争以来の戦争における敗戦によって不平等条約を締結したのに対して日本はそうではないということである。第二は、その改正の方法について、中国では戦争に勝てる強国・大国になることを志向するのに対し、日本は文明国化という方向になる。加えて、具体的な改正過程として、日本では「近代化」「文明国化」、そして交渉による条約改正をおこなったのに対して、中国では「近代化」「文明国化」よりもナショナリズムを背景にした「革命外交」と、大戦の戦勝国となることによる国際的地位の向上に依るということである。

これは一面で正しい。だが、中国の不平等条約改正は必ずしも「革命外交」と「戦勝」によってのみ説明されることではない。周知のとおり、アヘン戦争後の南京条約で中国はイギリスと最初の不平等条約を締結する（ネルチンスク条約、キャフタ条約は不平等条約とはいえない）。こののち、英仏露米の四国と相次いで同様の条約を締結した。ここで片務的な領事裁判権、関税自主権（の喪失）、さらに片務的最恵国待遇が規定され、不平等条約の原型となった[7]。しかし、当時の交渉は、イギリスが清に対して「対等」な外交関係を求めるものであったし、清もまた不平等な条約を締結したとは考えていなかった。こうした対等性の希求は、アロー戦争後の天津・北京条約まで見られる現象である。だが、清もまた交渉それじたいが自らに不利に進行し、国権が侵害されているという意識をもっていた。同治年間（一八六一－一八七四年）には、条約文について漢文テキストも正文にしたり、最恵国待遇を通商に限定したりしようとする方向性が見られるようになった。また、広東システムは決して解体されたわけではなく、上海を中心に通商を管理する「上海システム」があらたに形成された。四国は特別扱いで北京にて交渉できたが、ほかの国々は上海にとどめ置かれた。同治年間、この上海システムの下に置かれていた国々が相次いで清と条約を締結することになるのだが、清は四国との条約よりも国権が守られるような内容にしようとした。

その国際的名声と国内的孤立」（佐藤慎一編『近代中国の思索者たち』大修館書店、一九九八年所収）参照。

[7] こうした不平等条約の「型」はトルコから中国、ひいてはシャム、日本に至るまで共通性があり、比較研究が求められるところである。

同治年間のこうした方向性は、必ずしも不平等条約の認知とその改正への志向性として位置づけられるわけではない。不平等条約の明確な認知は、一八八〇年代になって黄遵憲、薛福成、馬建忠、鄭観応らの「洋務」官僚らを通じてなされたものと思われるが、当時は「海防」、「塞防」論にともなう国境の画定と帰属の明確化（台湾、新疆などでの「建省」）など、主権国家化への方向性が見られたが、不平等条約改正が国策化していたわけではない[8]。これに決定的な影響を与えたのが、一八九〇年代後半の租借地設定にともなう「瓜分の危機」感の醸成、そして一九〇二年（光緒二十八年）に締結されたマッケイ条約（続議通商行船条約）の第十二款である。ここで、「中国が本国の律令を整頓し、西洋各国の律令と同じくすることを強く望むのならば、イギリスは極力それに協力する用意がある。そして、このような改革が成れば、中国の律令状況・裁判方法・一切の関連事項に対する調査をおこない、その結果大変よい評価が得られれば、イギリスはその治外法権を放棄する」[9]と定められ、それが、一九〇三年の中米続議通商行船条約の第十五款、および中日通商行船条約の第十一款にも盛りこまれることによって、具体的な目標として設定されることになるのだった[10]。これがいわゆる光緒新政における法政改革に結びついていくのである[11]。

他方、この時期には京師同文館などの外国語や外国知識、国際法などを教授する学校出身者や外国からの帰国者が外交官僚になりはじめたのだが、彼らにとって決定的な出来事があった。それはハーグ平和会議である。この会議は一八九九年、一九〇七年と相次いで開かれたが、特に第二回の会議に赴いた陸徵祥（のちのパリ講和会議全権代表）は、中国が三等国とランキングされるということに強い衝撃を受けた。これは、会議のさまざまな分担について、まったく「文明国化していない」、「近代的法制の未整備」ということを理由に、特に日本が中国を三等国扱いとすることを求めた結果であった。外交官たちは連名で近代法制の整備について求め始めた。

この方向性は、辛亥革命後に生まれた中華民国に継承される。中華民国は、政体こそ異なれ、清末の政策と人的なリソースを継承した国家であった。孫文は臨時大総統としての演説において、「（中華民国が）文明国として当然享受すべきものを享受する」として「文明国」への方向性を明確に示した。そして、外交方面では限定的ながら平等条約をチリなどと締結することに成功、第一次世界大戦においては山東半島を日本に占領され、そして二十一カ条条約を締結させられるが（これも条約締結によって侵略を一定程度阻止したという見方もある）、一九一七年に第一次世界大戦に参戦、シベリア出兵にも参加し、戦勝国としてパリ講和会議に参加することになった。これは中華民国の国際的地位に大きく貢献することになる。有名なパリ講和会議では、先の陸徵祥や顧維鈞、王正廷らの全権代表団が対ドイツ、ヴェルサイユ条約への不調印を決定、対オーストリア、サンジェルマン条約で国際連盟に原加盟国として、またa nationとして他国と対等な地位で加盟することになる[12]。会議後、中華民国はドイツやオーストリアと平等条約を締結することになる。また

---

[8]茂木敏夫『変容する近代東アジアの国際秩序』<世界史リブレット>（山川出版社、一九九七年）参照。

[9]田濤主編『清朝条約全集』<光緒朝>黒龍江人民出版社、一九九九年、第二巻、一一九三頁）

[10] 同上書（第三巻、一二六三頁、一二七〇頁）なお、中日条約の第六款、中美条約の第十三款には、中国が「国家一律之国幣」の制定に努力するという条文もある。

[11] 清は辛亥革命直前の宣統年間に国籍法を定め、血統主義に基づく「国民」を規定した。在外華人は現地社会と中国の間の橋渡し役となり、いわゆる「朝貢貿易」の担い手であったが、朝貢国の減少、そして各地の植民地化あるいは近代国家建設の中で、一部は現地の人々と同じ地位におかれて課税されるなど苦しい立場に追い込まれていた。国籍法は在外華人を「中国人」と規定することで彼らを保護し、中国にひきつけることになった。だが、他方で東南アジアなどで植民地政庁や欧州系の在外公館にて「登録」して植民地臣民や登録民となり、逆に中国に行き、欧米人同様の特権を享受して商業活動を有利に進める者もあらわれた。

[12] 五四運動は全権代表団の政策決定にほとんど影響を及ぼしていない。全権代表団は四月末に調印しない方向で動き始めており、むしろ五四運動は本国の北京政府の反発を呼び、政府は全権代表にヴェルサイユ条約調印を指示した。全権代表はこれを無視して調印しなかった。

ソ連とはカラハン宣言などで平等条約への期待が高まった。他方、山東問題や二十一カ条問題はワシントン会議で基本的な解決を見ることになる。

中華民国は、国際連盟で非常任理事国となり、また日本並みの負担金を負い、かつての三等国としての汚名をぬぐおうとした。そして、列強以外の国々と平等条約を締結しようとし（たとえばボリビア、ペルシャなど多数国と平等条約締結）、他方で条約の更新期限の際に少しずつでも改正していく「修約外交」を展開した。そして、列強とは国際会議の枠において一括して問題を解決しようとした。それは最恵国待遇がある以上、一国と調整しても改正が難しいからであった。一九二八年の南京国民政府は、「革命外交」と称してこうした一括した解決のありかた、そして「修約外交」を継承した。この南京国民政府は、一九一七年から広東周辺を拠点としたいわゆる広東政府を受け継いだかたちになっている。この広東政府は孫文が加わっていたことから正統政府とされ、北京政府が「売国政府」とされてきた。だが、広東政府と北京政府の政策に大差は無く、外交をおこなうことを内外からの権威の調達のリソースとし、実際それをつうじて借款などの実益も得ようとした。これはいわゆる「軍閥」にも共通して言えることであり、たとえば新疆の「軍閥」とされる楊増新も新疆をめぐる不平等条約の改正を目指していたし、ワシントン会議の全権代表団の参加費用も張作霖はじめ地方の「軍閥」とされる勢力の共同負担でまかなわれた。だが、一九一〇年代から二〇年代はこうした方向性が中央・地方の各地にモザイク的に現れ、必ずしもひとつに収斂せず、また北京政府は、国民党や共産党と異なり、宣伝・動員などを通じて国内を統合する術をもたなかった[13]。

三　二つの疑問－制度・政策に隠れるもの－

これまで制度面、政策面で当時の中国の外交官僚たちが目指してきた中国外交の姿について説明してきた。しかし、こうした側面だけでこの時期の外交が説明されるわけではないし、先行研究から考えていくつもの疑問が提起されるところでもある。ここでは特に二点取り上げたい。その第一は、いわゆる朝貢貿易など、それまでの中国外交のあり方との関係である。これまで、中国外交については、たとえば何事につけ「中華思想」なる説明が極めて困難な概念で説明しようとしたり、中越戦争における「懲罰外交」についてそれを直ちに清末のアナロジーで語ろうとしたりするなど、清末が引証基準とされる「伝統」が重要とされる。これが上記の制度整備や不平等条約改正政策の中でどのようになっていたのかということが第一の疑問である。第二は、中央・地方の問題、そして分裂の問題である。二〇世紀初頭の中国と言えば、「軍閥混戦」による「分裂」状態にあったとされている。確かに、中央政府である北京政府の実効支配能力には限界があり、一九一七年以降、広東には「中央」を名乗るもうひとつの政府があるなど、「分裂」的状況にあった。そして中央政府である北京政府もまた、周辺の諸軍閥のコントロールの下におかれ、「軍閥傀儡」であったとされることもある。しかし、実際、何がどのように「分裂」していて、どのように「傀儡」なのかということは、これまでの研究であまり解明されていないのであるが、外交の側面ではどのようになっていたのであろうか[14]。たとえ近代的な制度や政策を展開していても、結局は北京一点だけでお

---

[13] 他方、北京政府期から南京政府期は、現在のディスコースに繋がるような言論の形成期でもあった。たとえば、当時の教科書にはすでに列強による侵略、それからの国権回復という方向性が見られ、またその侵略される過程を史料集にまとめて公刊するという試みがなされた。その代表が『清季外交史料』である。

[14] しばしば張作霖の背後に日本、呉佩孚の背後にはイギリスがいて、軍閥の背後に列強がいて操縦しているというイメージもあるが、これについても関係があったというだけで、現実的にどの程度の影響力があったのかは十分に解明されていない。また日本の教科書にも掲載されている中国における列強の勢力範囲についても、各省の諸利権を排他的に得ることができる協定などはあったが、実際にそのような「勢力圏」としてどこまで機能していたかについても実証が十分でない。こうしたイメージは、中国分裂、傀儡政府といったことを強調しようとする、当時や後世の言論の結果過度に形成されたものとも考えられる。

こなっていたということなのであろうか。

第一の点について、朝貢や冊封が継承されるのかどうかということがひとつの問題となる。確かに中華民国期には外国との間で朝貢や冊封おこなわれなくなるのだが[15]、このような朝貢や冊封の停止をそうした旧来の体制の崩壊と見るか、それとも表面から消滅しただけと見るかという問題がある。一般的に、中国の学界では清末まで見られたような「伝統的」中国外交のスタイルは、一九世紀末における相次ぐ戦争の敗北の中で消滅したと看做すのが普通である。それに対して、日本も含めて外国では中国には中華思想があり、周辺を属国と意識するなど、拡大傾向があるというように、「中華帝国」的なアナロジーを現在にもあてはめがちである。確かに、江沢民政権が打ち出した「中華を回復する」スローガンも中華の原風景をどこに求めるかという点で、それがたとえば清の最盛期などに求められるならば、周辺諸国にとって脅威と映る側面もあろう。では実際の外交過程はどのようになっていたのであろうか。いくつかの事例を挙げてみよう。最初の事例は、清末に朝鮮半島に設置された「中国租界」が日本による日韓併合によって撤廃されるときの交渉である。このとき、清および中華民国は、租界における特権の継続と手続き問題の解決を求めたのだが、行動様式としては必ずしも朝鮮が属国であるという論理ではなく、他の租界保有国、すなわち欧米と自らを同一にせんとする方向性であった。これは他の交渉でも見られることであり、列強化、すなわち大国、強国化は当時の主権国家に殆ど共通する課題であったことを考えれば、決して奇異ではない。次の事例は対シャム交渉である。シャムとは一九世紀半ばに朝貢関係が断絶したが、その後も条約が結ばれることはなかった。中華民国はシャムにおける華僑の保護を目的に条約締結を望んだが、華僑の国民国化を図るシャムはそれを拒否していた。この際にも決して中華民国がシャムを属国として遇する局面はない。だが、交渉途中でシャム側が中華民国に対し、条約の漢文テキストでシャム国王について「皇帝」称号を使用することを提案した際、中華民国側がそれを受け入れられず半年間交渉が頓挫したということはある。こののち交渉は再開されたが、結局戦後になるまで両国に国交は開かれなかった。このような事例を見ていくと、漢字文化圏特有の問題はあるにしても[16]、中国と周辺諸国の間に清末からの継承性を説明することは難しい。当然中華思想の存在も説明困難である。だが、列強との同一性を目指そうとする大国化への志向性を認めることができる。他方、留意しなければならないこととして、民国期に本来の中国の姿と「属国」イメージが形成されたということがある。これは、近代と裏腹に創造された「伝統」とも言うことができようが、相次ぐ戦争で「奪われていった過程」について史料集を編み、教科書に掲載する過程で、当然「本来の姿」が映し出され（教科書で図示される）、そこには属国が中国の国土に順ずる色で示され、他方で『清史稿』の「属国篇」などでも、属国＝朝貢国がいかに列強に奪われたかが記載されるに至ったのである。

第二の外交をめぐる中央と地方という点もデリケートな問題である。地方に外交権があると論じれば、それは中国から見れば「分裂主義」であり、列強と結びついて自立を図れば売国奴ということになるからである。この点について、まず理解すべきことは、現在「軍閥」などと言われる当時の省長や督軍たちは、自らの支配地域だけでなく、全国的な外交に高い関心をもっていたということである。中華民国の北京政府は基本的に各省を単位とした統合を目指していたが、省の代表たち

---

[15] 冊封という形式についてであれば、外蒙古やチベットと北京政府との間でおこなわれていた。当時の北京政府は、冊封が当該地域への主権の表現だと位置づけていた。

[16] たとえば、日本が明治初年から外交文書の上では天皇を「皇帝」と称することにより、朝鮮や琉球の国王より上であることを表現しようとしたこと、また王朝名に囚われないようにするという理由で、辛亥革命後に「支那（共和国）」という呼称を採用するなど、東アジア特有の問題は存在していた。東アジアにおける国号などの呼称問題については、拙稿「『支那』『支那国』『支那共和国』：日本外務省の対中呼称政策」（『中国研究月報』五七一号、一九九五年九月）、同「『合衆国』再考：中国文献に依拠して」（比較史・比較歴史教育者研究会編『黒船と日清戦争』未来社、一九九六年三月）、同「天朝から中国へ：清末外交文書にみられる「中国」の使用例」（『中国　社会と文化』十二号、一九九七年六月）などを参照のこと。

も全国的な問題に関心をもち、中央政府同様に不平等条約の撤廃を提唱していた。たとえば、新疆の楊増新なども前述のように条約改正に意欲を見せ、ロシア革命前後の動乱の中で北京政府と連絡をとりながら、ロシア利権の回収に成功する。また、自立的な地方政府においても、省内部で発生した外交案件については、単独で交渉することは決して多くなく、北京政府外交部と連絡をとりながら問題を解決しようとしていた。これは地方政府の交渉相手である領事の上司が北京にいる公使で、その公使と交渉できるのが北京政府だということもあるが、外交交渉については条約など専門的な知識と経験が必要だということもあった。そして、一九一七年から広州にあった広東政府は、ほとんど北京政府と同様の政策を採用しつつ、少なくとも一九二〇年までは北京政府と連絡をとりながら外交問題の解決にあたろうとしていた。たとえばマカオ問題において、北京政府と広東政府はポルトガルの外交官に互いに敵対している素振りをみせながら、実は裏で情報を交換して交渉をおこなっていた。総じて言えば、北京政府が財政破綻をする一九二三年より後は判断が難しいが、それ以前であれば、外交については「分裂」という局面はそれほど強くは見られないと言うことができるのである。

このほか、北京政府は外交というリソースを利用しながら国内統一をおこなおうとすることも怠らなかった。パリ講和会議、あるいはワシントン会議などの国際会議に代表団を派遣するに際して、北京政府が首班となって国内各勢力からメンバーを派遣させ、挙国一致的代表団を形成した。無論、このような代表団が統一性がとれるわけもなく、現場で混乱が生じるのだが、外交をリソースとして統一をよびかけていくことじたいに、中央政府にとっての外交の意味がうかがえるであろう。

おわりに

以上、外交史をめぐる従来のディスコースと、外交文書などに依拠した一九世紀末から二〇世紀初頭における中国の「近代」外交について簡単に述べてきた。国土・国民とそこに及ぶ主権が危機に瀕する中で、中華民国は主権国家のもつ「主権」を主張しながら、当時の列強と同様の地位を得ていくうえで制度・政策面で「近代」化する方向を採ったのであった。

こうした政策を担ったのは若手の外交官僚層であった。顧維鈞や王正廷などに代表される若手外交官たちは、外交政策を大総統や首相の変更にそこまで囚われることなく展開することができた。こうした意味で、職業外交官にとっての最高の時代であった。政党が政治をおこなう一九二八年よりも前、そして皇帝が政治をおこなった清朝より後の十数年間にこのような政府があったということはきわめて興味深い。北京政府自身が宣伝と動員という二〇世紀的な正当性獲得手段をもたず、社会主義とナショナリズムという二〇世紀の政治のリソースに敏感ではなかったということに鑑みれば、この政府は一九世紀的だったということになろうか。

他方、現在の中国において歴史を語るディスコースについては、それが形成されたプロセス、背景、必要性などについてあわせて考察していくことが求められている。昨今、中国はじめ東アジアとの歴史対話が盛んに提唱されているが、相互に歴史を語る平面を一度相対化して見なければならないと思う。